

平成28年5月31日

第 5 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成28年5月31日（火） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 755・756・757・758号室

付議事項

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出（農業用施設）の受理について

第4号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画

その他

1 平成28年度農地パトロール（利用状況調査）について

2 平成28年度呉市農業委員会活動計画について

出席委員

1番 荒谷 博司	2番 生田 政行	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 谷 正典	6番 前田 清文	7番 見藤 進	8番 横田 正教
9番 横段 登	10番 榎 真太郎	12番 佐伯 孝行	13番 出来 悦次
14番 林 武彦	15番 水場 守信	16番 北村 正次	17番 平本 真人
18番 高橋 靖之	20番 中川 義則	21番 山城 和彦	22番 長迫 秀
23番 渡辺 哲宏	24番 重森 紀生	25番 三戸 正宏	26番 灰原 松二
27番 横村 満	28番 大道 正孝	29番 土井 光弘	30番 椋開地 省二
31番 金原 茂之	32番 中野 勇平	33番 坂 孝好	34番 長本 憲
35番 藤原 広	36番 谷 恵介	37番 田中 みわ子	

欠席委員

11番 舛田 定則 19番 寺山 喜代登 38番 土井 正純

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 庭月野主事

(午前10時)

議長（倉本）：みなさんおはようございます。出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成28年第5回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、6番 前田委員、24番 重森委員を指名します。また、本日の欠席通知は、11番 舛田委員、19番 寺山委員、議会公務のため 38番 土井委員から出ています。委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにはご注意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようマナーモードにして下さい。よろしく願いいたします。

議長：事務局から配布資料の確認についてお願いします。

事務局：配布資料の確認をさせていただきます。議案書とともに送付した資料として、資料1 平成28年度農地パトロール(利用状況調査)について、資料2 平成28年呉市農業委員会活動計画、このほかに本日、資料3 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画、JAゆたか広報105号を配布しております。ありますでしょうか。

議長：間違いありません。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、東塩屋町〇〇〇番、地目は畑、面積は892㎡の第2種農地です。譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため、使用貸借により当該畑を耕作している譲受人に所有権を移転するものです。譲受人は使用借り受け地の所有権を取得することにより経営の安定を図ろうとするものです。営農計画は野菜栽培を行う予定です。経営面積は当該畑を含めた使用貸借による耕作地が16アールありますので、旧呉地区の下限面積10

アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒谷委員：1番 荒谷です。現地はJR呉線川原石駅から東に500mほど上がった山の上にある。現在梅の木や果樹が多くあり、その下はきれいに整地されている。譲受人も意欲は十分であり問題はないと思う。よろしくご審議願います。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：次の2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、広大広2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は442㎡の第3種農地です。譲渡人は高齢で労力不足により耕作困難なため、当該畑を子供である譲受人に無償譲渡しようとするもので、譲受人は経営規模の拡大を図ろうとするものです。営農計画は果樹の植え付けを行う予定です。経営面積は自作地だけで13アールありますので、旧呉地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷委員：5番 谷です。現地は、既に柿の木が少し植えてある。母親が高齢のため息子に譲渡するもので、草刈り等しっかり管理していただけると確信している。ご審議よろしく願います。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：続きまして3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、神山1丁目〇〇〇〇番外1筆、地目は田及び畑、面積は合計で316㎡の第2種農地です。譲渡人は遠隔地に居住しており耕作が困難なため、譲受人に当該農地を無償譲渡しようとするもので、譲受人は経営規模の拡大を図ろうとするものです。営農計画は水稻の作付けを行う予定です。経営面積は自作地だけで98アールありますので

旧昭和村地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：5番 谷です。写真のようにすぐ隣に田植えができるよう水が張ってある。譲受人は写真の赤線で囲われた区域を水田と同じ高さにして、規模拡大、効率化を図ろうとして申請されたものです。周囲が山林化していく状況の中、こうして耕地を広げて耕作しようとする意欲が感じられた。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：続きまして4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町南隠渡2丁目〇〇〇〇番〇外3筆、地目は田及び畑、面積は合計で1,777㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は死亡しており特定遺贈により所有権を移転するもので、譲受人は自宅に近い申請地を譲受け新規就農するものです。営農計画は野菜栽培を行う予定です。経営面積は申請地だけで約17アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

榎 委 員：10番 榎です。申請者の兄が大阪で亡くなられ妹に遺贈するというものです。現地はちゃんと管理されており、問題ないと思う。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：続きまして5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町向字福泊〇〇〇〇番外1筆、地目は畑、面積は合計で1,283㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け経営規模の拡大を図るものです。営農計画は柑橘栽培を行う予定です。経営面積は申請地だけで約13アールあります

ので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

重 森 委 員：24番 重森です。事務局の説明のとおりだが、みかん作りでこれほど整枝剪定され手
を入れられたものはあまりなく何も不足はない。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：続きまして議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といた
します。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町内海南6丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は481㎡の第2
種農地です。転用目的は住宅及び駐車場用地として利用するものです。規模等は2階建住
宅1棟及び駐車場4台分を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように
既に住宅及び駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨
の始末書添付の申請となっています。関係法令につきましては、都市計画法による開発許
可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていませ
ん。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番 高橋です。現地は国道185号線の安浦バイパスの三津口に出るところから約
3分の1ほど行ったところで、左はすぐ国道185号線になっている。以前から現地に家
屋を建てて駐車場を借りていて期間がたっている。今回手前に家を建てるということだ
が、やむを得ないことと思う。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：次に議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたしま

す。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広小坪1丁目〇〇〇〇番，地目は畑，面積は829㎡の第2種農地です。転用目的は隣接地と併用し太陽光発電設備用地として利用するもので，太陽光パネル188枚，発電容量49.5kWの計画です。関係法令につきましては，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みで，電力会社との系統連系に係る接続契約及び電力需給契約について中国電力の承諾があり，工事負担金を支払い済みです。また，都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

谷委員：5番 谷です。写真のように周囲は耕作放棄地がほとんどで，このような場所に太陽光発電施設で荒廃を防ぐのは良いと思う。道路沿いに水路があるが，全く問題ないと思う。よろしくご審議願います。

議長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので，本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは，本件は許可と決定いたします。

議長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は，神山1丁目〇〇〇〇番〇，地目は田，面積は385㎡の第2種農地です。転用目的は資材置場として利用するもので，鉄パイプ，木材等の置場とする計画です。関係法令につきましては，都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

荒谷委員：1番 荒谷です。現地は，広電バスの苗代，熊野線の神山峠バス停から北側に200mほど焼山側に下った道路に面した場所です。現在雑草が茂っており，コンクリートの塊を置いてあるが，これは同所に以前ゴミが捨てられており，それを防ぐためのものとのことである。今後資材置場として十分に管理するとのことなので，よろしくご審議願います。

議長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので，本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町久筋2丁目〇〇〇〇番〇外1筆、地目は畑、面積は合計で171㎡の第2種農地です。転用目的は住宅及び駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は隣接地と併用して2階建住宅1棟及び駐車場2台分を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように一部進入路として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令につきましては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番 平本です。現地は、広電バス月の浦バス停より500mほど山側、北側に入ったところにある。写真のとおり道になっているが、奥に家がありそこに入るため道にされたと思う。20から30年前に道にしたと聞いている。譲渡人と譲受人は、叔母、おいの関係で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第25号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請」を議題といたします。1番と2番の申請人は兄弟で、特例適用農地も隣接しておりますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、焼山北1丁目〇〇〇〇番〇外3筆、地目は田及び畑、面積は合計で1503㎡です。2番の申請地は、焼山北1丁目〇〇〇〇番外2筆、地目は田、面積は合計で1300㎡です。1番と2番の申請者は兄弟で申請地は隣接しています。平成21年9月1日に相続により農地を取得したもので、両者とも農業経営を20年間継続することにより相続税の一部が免除される納税猶予制度の適用を受けています。この制度では3年ごとに税務署に相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要があるため、農業委員会にこの届出に必要な農業経営を引き続き行っている旨の証明を求めるものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

荒谷委員：1番 荒谷です。現地は、焼山のスーパー〇〇〇の北隣にあります。畑部分はきれいに野菜が植えられ、田は水稻を植える準備がされており全く問題ないと思う。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：報告事項第1号及び第2号について議案書の6ページから10ページをご覧ください。

市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、6ページ農地法第4条の規定による届出が3件、7ページから10ページ農地法第5条の規定による届出が10件、計13件ありましたのでご報告します。

続いて議案書11ページ 報告事項第3号「農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設の届出」について、この1ヶ月間に受理したもので、農地転用、農業用施設の届出に関する専決処理規程により受理したものが1件ありましたのでご報告します。

報告事項第4号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についてご説明致しますので本日配布した資料3をご覧ください。

毎年、計画書を総会に報告していますが、今年から様式が変わりましたので一通り説明します。

I 農業委員会の状況 1 農家、農地等の概要ですが、総農家数2,970戸、自給的農家1,793戸、残りが販売農家1,177戸となっていますが、これは2015年、平成27年1月実施の農林業センサスの数字です。農業就業者数は1,825人、うち女性898人、40代以下61人です。認定農業者数等の内訳ですが、これは市の農林水産課調べで、認定農業者46人、基本構想水準到達者4人、認定農業者のうち新規就農者6人、農業参入法人2法人、これは〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇です。集落営農経営1団体、これは〇〇〇〇〇〇の組合です。

耕地面積は右の合計欄を見てください。耕地面積は国が毎年行う耕地面積調査によるもの

で2,490ha, 経営耕地面積は2015年農林業センサスの数値で827ha, 遊休農地は毎年農業委員会と農林水産課が合同で行う荒廃農地調査のうち第1号農地, 再生利用が可能な農地が126haです。農地台帳面積は, 農業委員会の農地台帳システムの公簿上の農地面積で6,291haとなっています。

2 農業委員会の現在の体制ですが, 委員の任期満了年月日は平成29年7月31日です。現在の委員数は, 合計で38人, うち認定農業者が3人, 女性委員が1人, 40代以下は0人となっています。

II 担い手への農地の利用集積, 集約化 1 現状及び課題ですが, 管内の農地面積は, Iの国の調査結果の耕作面積2,490haを記入しています。これまでの集約面積は, 貸借を行った農地面積の累計です。これは毎年, 新しく農地の貸借を行った人, 契約期間満了により解約をした人について面積をプラス, マイナスしたもので合計で189.6haとなります。

課題は, 農業従事者の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しており, 地域の実情に応じた担い手の育成, 確保を図ることが利用集積につながるということで, 利用集積の相手となる担い手の育成が課題ということです。

2 平成28年度の目標及び活動計画ですが, 集積面積の目標189.6haは1の数値と同じです。うち新規集積面積5haは, 過去2年間の平均で, 貸借の権利設定, 異動の実績を基に設定しています。

活動計画は, 農振農用地区域内で経営面積が下限面積の1,000㎡以上の農家で利用権設定の期間が満了する方に, 3月と9月に契約期間更新の案内をする予定です。また, 各地区のイベントに合わせて随時農地相談会を開催し, 利用権設定の制度について周知, PRを行う予定です。また, 利用状況調査, 農地パトロールによる意向調査の結果を基に, 再生利用が可能な農地を洗い出し, 担い手農家への利用調整, 農地のあっせんを行う計画です。これは9月から12月を予定しています。

III 新たな農業経営を営もうとする者への参入促進 1 現状及び課題ですが, 新規参入者数及び取得農地面積, これは認定農業者が主になりますが, 市の農林水産課調べで, 25年度 2経営体 1.4ha, 26年度4経営体 4.4ha, 27年度 2経営体 1.3haとなっています。

2 新規参入者受け入れに当たっての課題としては, 農業経営を開始する際に農地, 資金, 営農技術, 収益性が求められることなど問題が多いのが現状です。

2 平成28年度の目標及び活動計画ですが, 新規参入目標は先ほど説明した25年度から27年度実績を基に平均をとって, 新規参入目標数 2経営体, 目標面積2haを見込

んでいます。この目標を達成するため、市の農林水産課の助成事業等を利用して新規就農検討者に利用権設定による貸借等の相談を随時行うことが農業委員会の活動となります。

IV 遊休農地に関する措置 1 現況及び課題ですが、国の耕地面積調査による管内の農地面積1,290ha,うち遊休農地126haとしています。これは毎年市の農林水産課と農業委員会で行う荒廃農地調査で、再生可能農地,1号農地の合計を記載しています。

課題は、農業従事者の減少,高齢化,日本の地理的状況である農地の分散錯圃等が耕作放棄地の増加の原因と判断しています。

2 平成28年度の目標及び活動計画ですが、耕作放棄農地,遊休農地を解消して利用集積を進めるということが目標となります。遊休農地の解消面積目標は、市の農林水産課の補助事業の対象事業と、農業委員の行うパトロール後の所有者への指導を踏まえ、これまでの実績から1haとしました。農地の利用状況調査は、9月1日現在の農地台帳を調査及びその後の各農業委員の農地パトロールを含むものです。調査員38人,実施時期7月から10月,取りまとめは10月,11月としています。調査方法は、4選挙区ごとに担当農業委員を決め、地形図,航空写真を基に目視による巡回調査を行います。この結果を基に重点区域を設定して、再度現地調査を行い遊休農地の発生を確認したら、公図で地番を確定し、写真を撮って公図に記録するというものです。農地の利用意向調査は、農地の利用状況調査,農地パトロールの結果,再生利用が可能な農地と判断された農地の所有者に今後の農地の利用意向調査表を送付するものです。調査表では、自ら耕作する,自ら借り手を捜すなど5項目を選択していただきます。送付時期は11月,回答内容の取りまとめは12月1月を予定しています。その他の活動として、再生利用可能な農地については農業委員が利用調整を行います。再生利用が困難な農地については非農地処理を行います。この非農地処理は、昨年度から農地パトロールの結果に基づき地番,所有者を確定して農地台帳システムで台帳閉鎖を行うものです。この処理を行わない限り、遊休農地として残っていくことになります。

V 違反転用への適正な対応 1 現状及び課題ですが、違反転用面積0haとしていますが、これはこれまで違反転用発見時には、4条許可又は5条許可などの追認処理を行ってきており、これは違反転用には含まれないということで0としています。

課題は、農地所有者が農地法に対する意識が薄く違反転用を行う事例もあるため、農地パトロールによる早期発見,早期指導と、農地法の許認可制度の周知徹底が必要ということです。

2 平成28年度の活動計画は、9月から11月に行う個別,地区別の農地パトロールで

違反転用の早期発見，早期指導を行います。９月に発送する農業委員会だより等で農地法に関する啓発を行います。また，３８名の農業委員が随時各担当地域を個別に巡視し，違反転用の早期発見，早期指導を行うという計画です。

議長：次にその他に入ります。「平成２８年度農地パトロール，利用状況調査」について事務局の説明をお願いします。

事務局：平成２８年度農地パトロールについて説明します。平成２８年４月１日に農業委員会法が改正，施行され，農地利用の最適化が農業委員会の主たる使命と位置づけられました。そのため，昨年度に緊急実施した委員一人ひとりによる個別パトロールを今年度も引き続き実施します。実施期間は７月８月の２か月を予定しています。実施区域は昨年度調査した区域の中から１地区，２０筆程度の地区を選んでいただきます。担当区域は委員お住まいの区域を担当していただきます。ただし，議会推薦委員を除きます。調査内容は，現地調査していただき，再生利用が可能な荒廃農地は桃色，Ａ分類，山林化して再生利用が困難な荒廃農地は水色，Ｂ分類と公図に色を入れていただきます。今年度は地形図でなく，公図を使っていただきます。地番の確定が困難な場合は事務局と再度調査します。総会後各委員に選んでいただいた地区について，次回総会で公図をお渡ししますので，その後７月８月で調査してください。

地区会別パトロールは，地区会で協議決定した１０月中の日を予定しています。実施区域は各委員が個別にパトロールした区域で行います。調査内容等は，各委員が記録した公図に基づいて，農地の分類を複数人で再確認していただきます。そして事務局が現況写真を撮影し最終判断を公図に記録します。公図と現地が一致しない，談合図など地番の確定が困難な場合は調査対象外とします。

個別，地区会別のパトロールの後，Ａ分類の農地については，所有者等に１１月末を回答期限として利用意向調査を行います。Ｂ分類の農地については，１月総会で非農地として議決いただき，所有者等への非農地通知，非農地処理を行います。

議長：ご質疑・ご意見ございませんか。

荒谷委員：調査地区の２０筆というのは，たとえば田１枚が１筆なら，田２０枚ということで良いか。また，調査地区の範囲はどのくらいなのか。

事務局：２０筆というのは目安です。また委員の居住地区内で荒廃農地があるところを選んでいただいて，耕作地は調査対象外になります。耕作地，やや荒廃した農地，荒廃農地が混在したところでも良いです。

議 長：その他の2「平成28年度呉市農業委員会活動計画」について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料番号2「平成28年度呉市農業委員会活動計画」をご覧ください。昨年度と大幅な変更はありませんので要点について説明させていただきます。

I 活動目標については「農業委員憲章」を記載しています。農業者の期待と信頼に応えるため、これら農業委員憲章を遵守し活動することを骨子として活動計画を策定しています。

II 活動の基本計画については、活動目標を達成するために策定した基本的な計画で 1 土地対策 2 人対策 3 農政対策 の3本柱としています。

これらのI 活動目標とII 活動の基本計画 を踏まえて、III 具体的な活動計画 において事務事業の内容と具体的な活動内容を記載しています。

1 会議の開催 については、定例総会を始めとした各種会議の内容を記載しています。
2 農地関連業務 については、農地法等の法令に基づく許認可事務等の内容を記載しています。
3 農業振興関連業務 については、行政庁への建議、答申や農業者年金等の内容を記載しています。
4 農地台帳の整備 については、9月1日現在の農地台帳に関する調査票を印刷し郵送により関係農業者の調査を行い、その回答結果によって農地台帳を整備しています。今年度も約7,000世帯の農業者を調査対象とする予定です。
5 情報推進活動 については、市政だより、農業委員会だよりや呉市ホームページを活用した委員会業務の広報や農地法に係る手続きの指導、そして全国農業新聞の購読普及を行うものです。
6 研修 については、昨年と同様に農業会議主催の各種研修会が開催される予定ですので、委員の積極的な参加をお願いします。
7 諸証明の発行 については、農業者等からの申請に基づいて非農地証明など14種類の証明書を発行するものです。

IV 活動計画に係る目標値の設定 については、報告事項第4号で説明したとおりです。

V 平成28年度 当初予算 については、今年度の農業委員会予算について内訳を記載しています。昨年度と大幅な増減はありません。

VI 平成28年度 月別活動計画表 については、月別の活動計画を記載しています。

VII 平成28年度 呉市農業委員会組織は、公職選挙法に基づく選挙による公選委員30名と選任による委員8名の合計38名で構成され、任期は平成29年7月31日までとなっています。事務局職員は、専任職員6名、併任職員25名を配置しています。

議 長：ご質疑、ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：そのほか今までを通じてなにかご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：それではないようですので、次回の日程を申し上げます。

次期総会は、

平成28年6月30日 木曜日 午前10時から

場所は、呉市役所 7階 753, 754号室です。

議 長：以上で平成28年第5回呉市農業委員会総会を閉会します。本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午前10時50分)